

# IMC 通信

発行：いじめメンタルヘルス

労働者支援センター

2022年10月21日発行 第63号

〒101-0021 東京都千代田区外神田

6丁目15-14

外神田ストークビル502

電話 03-5817-4252

Fax 03-3837-5392

Mail: imc\_44\_53@tbz.t-com.ne.jp

HP: <http://ijimental.web.fc2.com/>

口座名 いじめメンタルヘルス

労働者支援センター

振替口座(当座)

ゆうちょ銀行 〇一九店(019)

口座番号 00150-1-429812

## 「過労死防止対策白書」

### 報告で終わらせてはいけない

10月21日、厚労省から「2021年版 過労死等防止対策白書」が公表されました。

白書には過労死、働き方に関連したさまざまな調査結果や資料がまとめられています。

#### 労働時間

労働白書は、年間労働時間についてパート労働者を含んだ常用労働者の平均値を発表しています。しかしパートを除いた一般労働者の総実労働時間は、2009年に2,000時間を下まわりますが、それ以外は超えています。19年に1,978時間と下回りました。20年はコロナの影響から減少しました。21年は1,945時間です。

所定内労働時間は減少していますが、所定外労働時間は、09年を除き、03年からずっと120時間を超えます。管理職についての取り扱いは不明です。産業別の所定外労働時間は、運輸・郵便業、建設業では、パート労働者を含めて、ずっと2,000時間を超えています。

月末1週間の就業時間が60時間以上の就業者の割合の推移を性別、年齢層別にみると、男性は40歳代、30歳代で高く、20年は40歳代男性10.4%、30歳代男性で10.2%となっています。

女性は多い順に20歳代2.5%、30歳代と50歳代で2.2%となっています。貧困、シングルマザーのおかれている状況が垣間見られます。

業種別では、20年は、「運輸業、郵便業」、「教育、学習支援業」、「建設業」の順にその割合が高く、「複合サービス事業」、「医療、福祉」の順に低くなっています。19年と20年を比較すると、多くの業種で減少していますが、「電気・ガス・熱供給・水道業」や「医療、福祉」では減少幅が小さく、「金融業、保険業」は微増しています。コロナ渦におけるエッセンシャルワーカーの業務の状況がうかがわれます。

## テレワークは見直しも

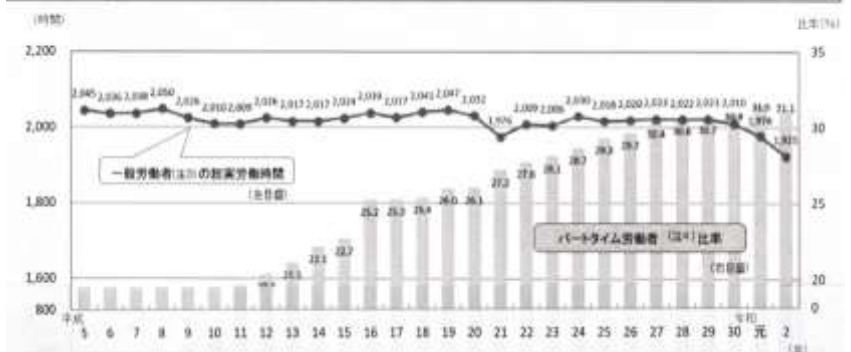
### コロナ禍の影響

「民間企業の雇用者」を対象に、調査期間(20年5月、8月、12月、21年3月3月の各時点)におけるコロナ渦に関連した自身の雇用や収入にかかわる影響の有無の調査結果です。

「全業種」で、全ての調査期間で、4割程度の雇用者が「大いに影響があった」、「ある程度、影響があった」と回答しました。

業種別では「飲食店、宿泊業」は全ての調査期間で6割を超える雇用者が「影響があった」と回答しました。影響の具体的内容は、「全業種」で、全ての調査期間で、2割程度の雇用者が「勤務日数

第1-2図 就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移



や労働時間の減少（休業を含む）」と回答しました。

業種別にみると、特に「飲食店、宿泊業」で、全ての調査期間で4割を超える雇用者が「勤務日数や労働時間の減少（休業を含む）」と回答しました。一方、いずれの業種においても、「勤務日数や労働時間の増加」と回答した者も一定数いました。

コロナ禍は、労働者の雇用や収入にとどまらずさまざまな影響を及ぼしました。

テレワークが奨励されました。導入割合は、業種別では、「情報通信業」82.4%が最も高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」62.7%、「金融業、保険業」55.6%でした。事業場規模別では、「1～9人」を除き、規模が大きくなるほどコロナ前・後のいずれにおいても導入率が高く、「1,000人以上」では61.0%でした。

テレワークが導入されている就業者について、直近1年間（20年10月～21年9月頃）の平均的なテレワークの頻度を性別にみると、男女とも「週2～3日程度」（男性が24.9%、女性が22.8%）の割合が最も高く、「一時的に行った」（男性が20.7%、女性が22.5%）でした。

テレワークの実施頻度別にうつ傾向・不安（K6）をみると、実施頻度が高くなるにつれてうつ傾向・不安のない者の割合がおおむね増加する傾向がみられました。幸福度については、通勤時間がなくなった分増えたという回答が一定程度ありました。

### 職場におけるメンタルヘルス対策の状況

「仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている」労働者の割合は、02年以降50%をこえ、20年は54.2%でした。その内容は、「仕事の量・質」56.7%、「仕事の失敗、責任の発生等」35.0%、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む）」27.0%の順でした。

現在の自分の仕事や職業生活でのストレスについて、「相談できる人がいる」90.8%で、その相談相手は、「家族・友人」78.5%、「上司・同僚」73.8%の順でした。

家族・友人等を除き、職場に事業場外資源（事業場外でメンタルヘルス対策の支援を行う機関及び専門家）を含めた相談先がある割合は69.2%でした。

## 過労死の原因は長時間労働だけではない

### 過労死の現状 脳・心臓疾患の労災補償状況

「脳・心臓疾患」を発症したとする労災請求件数は、02年度に800件を超えて以降700件台から900件台前半で推移していました。しかし20年度は784件で、前年度比152件の減少でした。

労災支給決定（認定）件数は、02年度に300件を超え、07年度には392件に至りましたが、近年は200件台で推移しています。20年度は194件で、前年度比22件の減少です。

業種別（大分類）では、労災請求件数は「運輸業、郵便業」158（20.2%）、「卸売業、小売業」111件（14.2%）、「建設業」108件（13.8%）の順で、労災支給決定（認定）件数は「運輸業、郵便業」58件（29.9%）、「卸売業、小売業」38件（19.6%）、「建設業」27件（13.9%）の順です。前年度に引き続き、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「運輸業、郵便業」が最多となっています。

### 精神障害の労災補償状況

精神障害を発病したとする労災請求件数は、長期的に増加傾向にあります。泣き寝入りをしていたパワハラ被害が社会問題として取り上げられ、声を上げやすくなりました。20年度は2,051件です。

労災支給決定（認定）件数は、12年度以降500件前後で推移していました。20年は608件で、前年度比99件の増加です。

20年度において、新型コロナウイルス感染症に関連する労災支給決定（認定）件数は7件でした

業種別（大分類）でみると、労災請求件数は「医療、福祉」488件（23.8%）、「製造業」326件（15.9%）、「卸売業、小売業」282件（13.7%）の順です。

労災支給決定（認定）件数は「医療、福祉」148件（24.3%）、「製造業」100件（16.4%）、「運輸業、郵便業」と「卸売業、小売業」それぞれ63件（10.4%）の順です。労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「医療、福祉」が最多となっています。コロナ渦の影響がありました。

時間外労働時間別（1か月平均）の労災支給決定（認定）件数は、「20時間未満」68件で最も多く、次に「100時間以上～120時間未満」56件です。体調不良に陥る原因は労働時間だけではありません。

出来事別の労災支給決定（認定）件数では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」（項目は20年5月29日の認定基準の改正で新規に追加）99件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」83件、「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」71件の順です。

### 睡眠の状況

1日の平均的な睡眠時間を性別にみると、男女とも「6～7時間未満」（男性が36.2%、女性が36.0%）が最も高く、次いで「5～6時間未満」（男性が33.8%、女性が33.5%）です。

1日の平均的な睡眠時間を年齢階層別にみると、6時間未満の割合は「50～59歳」の層まで、年齢層が上がるにつれて高くなる傾向がみられます。1日の平均的な睡眠時間を1週間当たりの実労働時間別にみると、労働時間が増加するにつれて、睡眠時間は減少しています。



### 年休取得

年次有給休暇の状況は、取得日数は1997年から2007年まで微減傾向が続き、08年以降増減しながらも微増傾向になり、20年は10.1日と、2年連続で10日を上回りました。取得率は、2000年以降5割を下回って推移していましたが、17年に5割を上回り、20年は56.6%です。

## トラック運送業の就労時間 月平均207時間

### トラック運送業の概況

いくつかの職種について突っ込んだ調査・分析がおこなわれています。

トラック運送業の概況です。ニュースにおいても悲惨な事故が報道されています。

20年「トラック輸送状況の実態調査」（国土交通省）では、1回の運行における拘束時間が13時間を超える運行が全体の13.8%となっています。また、全体の24%の運行で荷待ち時間が生じており、このうち17.7%で2時間を超えていた取引の実態も見られました。就労時間は、営業用普通・小型貨物自動車運転者は月平均207時間です。

21年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は「自動車運転従事者」150件（19.9%）で、労災支給決定（認定）件数53件は職種分類別でトップです。長時間労働の実態は深刻で改善は急務です。賃金構成は、運行手当や時間外手当を合算した「変動給」と月例給の割合はほぼ半々です。

精神障害の労災補償状況における出来事別の労災支給決定（認定）件数では、「悲惨な事故の目撃・遭遇の体験」が多いです。

しかし、企業調査結果によると、それらへの対策・取組の具体的な内容は、「事故防止のための教育研修」（61.5%）が最も高く、一方、悲惨な体験・目撃した後の「産業医やカウンセラー等による面談や相談窓口の整備」と回答した企業の割合は7.1%でした。

長時間拘束や、不規則勤務、夜間勤務等の過重負荷がみられるトラックドライバーを対象とした血圧と疲労

に影響する働き方・休み方の現場調査がおこなわれました。

勤務日の疲労は、地場の出庫時や長距離の帰庫時といった直前の睡眠時間が短時間になる場合に高くなることが示されました。血圧値に関しては、高血圧者が短時間睡眠の場合に血圧値がより一層高くなる傾向が見られ、また運行形態にかかわらず、特に勤務1日目の出庫時に高くなることが示されました。

荷主側の都合による長時間の荷待ちといったトラック運送事業者側のみの努力では解決できない問題もあり、荷主との取引関係の在り方も含めて改善を図っていくことが不可欠です。低賃金、人手不足に関連して、例えばテレビCMでの「送料無料」は、製造元のほか、どこにしわ寄せがおよんでいるのでしょうか。労働に無償はありません。荷主のみならず消費者の問題でもあります。

### 3年間に2件以上の労災支給決定企業本社に個別指導

#### メンタルヘルス対策

2017年度より、精神障害による労災支給決定が行われた事業場に対して、メンタルヘルス対策を主眼とする個別指導を実施し、特に、総合的かつ継続的な改善の指導が必要と認められる場合には衛生管理特別指導事業場に指定し、メンタルヘルス対策に係る取組の改善について指示しています。

また、おおむね3年程度の期間に、精神障害による労災支給決定が2件以上おこなわれた場合は、その企業の本社に対して、メンタルヘルス対策を主眼とする個別指導を実施することにより、全社的なメンタルヘルス対策の取組について指導を実施しています。特に、過労自殺（未遂を含む）に係るものが含まれる場合には、企業の本社を衛生管理特別指導事業場に指定し、メンタルヘルス対策に係る取組の改善について指示するとともに、全社的な改善について指導しています。

NHK、三菱電機、電通などに対して本当にそのようにおこなわれているのでしょうか。

#### 過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更

18年7月24日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行等により大綱の見直しがおこなわれました。そうした取組みのなかでも、働き過ぎによって貴い生命が失われたり、特に、若年層の心身の健康が損なわれる事案が増加するといった事態が後を絶ちませんでした。

さらに新型コロナウイルス感染症への対応やテレワーク等の働き方の変化も踏まえ、21年7月30日、大綱の全部を変更した新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」決定されました。

今後の目標として、25年までに年次有給休暇取得率を70%以上とする、勤務間インターバル制度の周知、導入について達成率を高める、職場で相談先がある割合を90%にすることが掲げられました。しかしこれらは以前の目標が達成されていないので達成時を延期しただけです。

調査・研究はあります。「働き過ぎによって貴い生命が失われること」がないよう、言葉だけで終わらないよう、それぞれの分野での分析と業種・企業での実効性のある改善があらためての課題になっています。

**「弱かったのは 個人ではなく 支える力でした」**



いのち支える

10月14日、政府は22年度の「自殺対策白書」を発表しました。

自殺者数をコロナ以前と比較するためこの3年間の推移をみると、19年20,169人、20年21,081人、21年21,007人となっています。

男性は、19年14,078人、20年14,055人、13,939人と減少しています。女性は、19年6,091人、20年7,026人、21年7,068人と2年続けて増加しています。



大きな特徴として、若年層が増加しています。年齢別に、感染拡大前の5年間（15～19年）の平均自殺者数と比べると20歳未満は29%増、20代も17%増しています。

職業別では、男性はこの間大きな変化はみられませんが、女性は2年連続「無職者」が増えています。「無職者」の内訳は、全体として「年金・雇用保険等生活者」が微増し、「主婦」は大きく増加しています

## 深刻はシングルマザー

新型コロナウイルスの流行前は、親に暴力を振るわれても、商業施設やアルバイト先、学校などで過ごすことで家族と距離を取っていた少女もいました。支援者は、「ステイホーム」が呼びかけられて居場所をなくし、インターネットで自殺願望を投稿したり、家出先を求めたりするようになったと指摘しています。

働く女性の自殺増加が顕著です。

自殺の原因・動機の統計上の原票は警察発表のものです。そのため労働者の状況を分析するには深層が見えにくくなっています。例えば、失業すると原因・動機は雇用保険の給付が終了したら「勤務問題」ではなく、“おそらく”「経済・生活問題」となります。

では原因・動機の「勤務問題」はどのような状況から追い込まれるのでしょうか。「仕事の失敗」「職場の人間関係」「仕事の疲れ」「仕事の失敗」「職場環境の変化」などです。

コロナ渦で、雇用が継続しても異業種への転換がおこなわれています。そこで「仕事の失敗」が起きてしまっていることが想定できます。勤務時間帯やシフトの変更、残業の要請などの「職場環境の変化」があると、ダブルジョブだったり、シングルマザーの労働者にとっては対応できない状況が生まれます。さらに非正規労働者の場合は低賃金の状況にもおかれています。「職場の人間関係」の構築が難しくなっていきます。

心身がギリギリの状態にまで追い込まれ、耐えがたい状況に陥り、自ら命を絶っていることが想定されます。

貧困が深刻な問題になっています。中間的な所得の半分に当たる額に満たない世帯で暮らす人の割合を「相対的貧困率」といいます。厚労省調の調査では、最新データの18年時点で15.4%でした。国民の6人に1人が、社会で当たり前とされる生活ができない状態にありました。特に厳しい状況にあるのがシングルマザー世帯の人で48.1%に上ります。近年はもっと増えています。

シングルマザーは非正規雇用や労働者として保護されない働き方の人の割合が高い状況にもあります。

21年に子育て世帯の貧困状況を調べた内閣府調査では、過去1年間で必要な食料を買えなかった経験がある世帯は11.3%、衣服については16.3%に上りました。

## 自殺は「個人の問題」ではない



自殺はかつて「個人の問題」と認識されがちでした。

06年10月に「自殺対策基本法」が施行されます。「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、「生きるための包括的な支援」として自殺対策が推進されることになりました。

08年7月には民間団体等の努力によって「自殺実態白書2008」がまとめられました。そこでは決して個人の問題ではなく、平均4つの「危機経路」があることが明らかになりました。職場環境に根本的問題があります。しかし成果が上がっているとはいえません

11年3月に開催された自殺対策のための「いのち支えるシンポジウム」のパネルのタイトルは「弱かったのは 個人ではなく 支える力でした」でした。この視点に立ちかえっての対策をすすめる必要があります。

### 「昼休みくらい好きに過ごしていいんだよ」

9月、インターネットで、午後1時過ぎに「区役所職員がコンビニの前でソフトクリームを食べています」と告げ口をする口調でのクレームが東京都の区役所に届きました。



そのことを同僚の職員がSMSで明らかにし、「昼休みだから問題ない」と訴えました。

区役所では、正午～午後1時の来客に対応するために「昼当番制」を敷いていて、時間をずらして昼休憩を取る職員がいます。このようなクレームが入った場合、昼当番制で午後1時以降に休憩を取る職員がいる旨を説明するようにしているといえます。

同僚の職員は、「私はこのアカウントを、事案の共有や情報交換、そして、日々の細々した業務に真摯に取り組む全国の仲間たちを慰労するために設けました。今回は、いわゆる『あるあるネタ』と『昼休みくらい好きに過ごしていいんだよ』というメッセージを込めてつぶやきました。

ご指摘の通り、理不尽なクレーム、公務員を人と思わないような言いぶりは日常茶飯事で、若手や民間からの転職組は精神が消耗しています。住民の声を聞き、住民自治を支援する立場にある公務員ですが、こうした声にはとらわれなくていいのだという思いがあります」と話しています。

大きな反響を呼び、公務員を擁護するリプライ（返信）が多数寄せられたといえます。

### 救急隊の出動は3件・4件連続当たり前

18年1月4日に、大阪市のホームページで公開された「市民の声」が、ネット上で話題になりました。タイトルは「救急隊員の勤務中の行動について」です。



「11月13日午前6時50分くらいに浪速区内の病院に大阪市の救急車で来られた隊員の男性三名の方が病院に搬送後、数メートル離れた自販機で飲み物を三名とも購入されていました。これまでに幾度となく様々な救急隊員の方を見かけましたが、このような行動をされているのをはじめて見ました。

その後、救急車の中でその飲み物を飲まれているようでなかなか出車せずでした。勤務中のこのような行動はありなのでしょうか？教えてください。」

市の回答がホームページに載りました。

「本事案に出場した救急隊員から聞き取りを行いましたところ、救急車内での血液付着が多く、その拭取りと消毒に労力と時間を要したとのことであり、そのような活動を勘案した場合、次の出場に備え水分補給を行う必要があったと考えます」「当局では、必要に応じ活動中の水分補給を適宜行うよう周知しているところであり、今回の場合、飲料水の購入はやむを得なかったものと考えます」「救急隊は、連続出場や長時間にわたり活動する場合もございますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします」

この投稿に対してリツイートのコメントが1月19日段階で3万4千を超えました。ほとんどが「市民の声」を批判するものです。

消防関係者の声です。

「次の出動態勢（資機材補充や指令の受信体制）を整えた状態で、隊長が隊員の体調面や出動状況を考慮して休息时间取らせている訳！

救急隊の出動って、毎回毎回消防署から整った状態で出動していると思っているのかな。

3件、4件連続で出勤も結構当たり前にある。生命に関する仕事であり、重症患者が連続して気の抜けない事案が併発も当たり前。

公の目に付く場所でジュース飲みながらヘラヘラ談笑でもしてれば苦情でもいいと思うが、そんな状況も記事からは見えてこない」

救急隊員・消防隊員は出勤すると水分補給だけでなく、トイレにも苦労しています。最近やっとトイレ付きの消防自動車が登場したとニュースになっていました。

投稿者は、業務の一部、瞬間をみて全体を評価します。そしてその一部を全体化して批判、攻撃してしまう感情にかられています。同僚の職員のSMS、市の回答は実態を知ってほしいという期待とともに、理不尽な批判から職員を守りました。そして職員の業務について理解しあう契機となりました。

## ストレスを抱えて振りかざすひとりよがりの正義

現代社会において、いわゆるカスタマーハラスメントは、公務員に対してだけでなく、民間においても電話やメール、投書、そして窓口業務や対面接客でもたくさん発生しています。

行政改革に名を借りた人員削減による多忙化は住民への対応をにぶらせ、苛立たせたりもしています。しかしそれだけではありません。

現在は減っていますが、かつては、顧客や住民、対応する側にも「お客様は神様です」というような認識がありました。

顧客や住民は、さまざまなサービスは「無償」と捉えるだけでなく、要求を拡大していきます。しかしサービスも労働の一部であり無償の労働や無料の対価物などありません。それらの行為はお互いの関係を歪なものにして継続していきます。

コロナ禍の長期化は心身に不安を抱かせ、人間関係も壊し、ストレスを増大させています。それを解消するため、反撃が小さいと判断した対象・手段を探して攻撃します。それが行政機関、公務員だったりします。

また“社会的弱者”である貧困者だったりします。そうすることで自分は貧困から脱出できると思いこんだり、排斥して優越感に浸ったりして自己主張します。また自分と同じ思いに巻き込んで安心感を得ようとしています。

自分の思い道理にならないことにストレスを抱えて振りかざす正義・正当性は独善的となり見境を失って拡散します。

デジタルは管理のためのツールです。個人所有でも国家も所有すると社会を支配した感覚になります。しかも匿名でです。

人を監視するためのツールともなり、その対象を探して実行します。他者におよぼす影響を想像できなかつたり、相手が受けた不快・不安に陥ることを連想して快感を味わったりします。

しかし、このようなことをしてもストレス、不安は解消しません。かえって対応する側の不満・不安をつのらせ、危険に巻き込んだりして労働意欲を喪失させ、その結果、双方の溝を深め、顧客や住民への「サービス」を低下させていきます。ますます孤立していきます。

## 「電話を一方向的に切る権利」

韓国では、顧客や住民への対応を「感情労働」と呼んでいます。

「感情労働者保護に関する産業安全保健法」と呼ばれて産業安全保健法が2018年4月に改正されました。新設された第26条の2(顧客の暴言等による健康障害予防措置)は、

①事業主は、主に顧客に直接対面するか、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」による情報通信網を通し商品を販売したりサービスを提供する業務に従事する勤労者(以下、「顧客対応勤労者」という)に対し、顧客の暴言、暴行、その他適正範囲を超える身体的・精神的苦痛を誘発する行為(以下、「暴言等」という)による健康障害を予防するため、雇用労働部令で定めるところにより必要な措置を取らねばならない。

②事業主は、顧客の暴言等により顧客対応勤労者に健康障害が発生または発生する著しいおそれがある場合には、業務の一時的中断又は転換等、大統領令で定める必要な措置を取らねばならない。

③顧客対応勤労者は、事業主に第2項による措置を要求でき、事業主は顧客対応勤労者の要求を理由に解雇その他不利な処遇をしてはならない。

と謳っています。

産業安全保健法施行令は、

第25条の7(顧客の暴言等による健康障害の発生等に対する措置)第26条の2第2項において「業務の一時的中断又は転換等、大統領令で定める必要な措置」とは、次の各号の措置のうち必要な措置をいう。

1. 業務の一時的中断又は転換

2. 「勤労基準法」第54条第1項による休憩時間の延長

3. 法第26条の2第1項による暴言等による健康障害関連治療及び相談支援

4. 管轄捜査機関又は裁判所に証拠物・証拠書類を提出する等、法第26条の2第1項による顧客対応勤労者等が同項による暴言等により告訴、告発又は損害賠償請求等を行うのに必要な支援

と謳っています。

事業者の安全配慮義務が謳われ、顧客対応勤労者には健康障害防止の対策として「業務の一時的中断又は転換」さらに事業者は告訴、告発、損害賠償請求等を行うのに必要な支援の措置義務があります。

「業務の一時的中断又は転換」は、報道では「電話を一方的に切る権利」などと呼ばれています。

## 息抜きも大切

今回、SNSに投稿した同僚の職員は取材に次のように話しました。



「些細な事にいら立ち、腹を立てる背景には、その人自身に何らかの不満があると考えています。そして不満をぶつける先に役所が挙がるということは、社会のほかのコミュニティで発散できないことが多いので、そうした方々の精神的な支えになっているのだと理解しています。役所なら自分の声を無視しない。公務員だったら自分の意見を尊重してくれる、そんな期待もあるのかもしれません。

行政は、言葉にならない言葉を、声にならない声を拾って、住民に寄り添う機関でもあるというのが私の考えです。・・・

基礎自治体職員は、(彼ら/彼女らの)言葉をそのまま捉えるのではなく、背景や心情を考慮して受容・共感・傾聴し、住民の声として現場の最前線で、住民のアドボケイド(代弁者)であることを念頭に仕事をするとよいと思っています。」

公務員は顧客や住民でもあります。しかし想定できないところでまで監視されています。監視、嫌がらせは働く者の労働への意欲を失わせ、ストレスなどで体調を崩してしまったりもします。お互いの関係性に溝を作ってしまう。結局、その影響は住民全体に跳ね返ってきます。

やる気を奪う社会は住みやすいとはいえません。住民はみな、尊重しあいながら一緒に安心・安全な社会をつくりあげていくパートナーです。お互いに尊重、理解し合い、いたわり合うなかから信頼関係は作られます。継続した労働のなかでは息抜きも大切です。



## マイナンバー「漏れない情報はない」

10月13日、河野デジタル相は現行の健康保険証をマイナンバーカードと一体にした「マイナ保険証」に切り替え、2024年秋をめどに廃止すると発表しました。カード交付率が9月末時点で49%にとどまっているあせりがあります。マイナンバー制度は強制しないことが前提で開始されははずですが。

「マイナ保険証」にすると、利用者は個人向けの専用サイトで診療履歴や薬の使用歴などを簡単に確認できるようになり、医療機関での診察券の提示も不要になるなどと利便性が宣伝されています。

医療機関も、患者の保険証番号や生年月日などの手入力が不要になり、また患者が医療保険資格を失っていないかの予約段階での確認が可能になるといわれます。

マイナ保険証の運用は、利便性があると21年10月に開始されました。しかしマイナンバーそのものの危険性や不安から交付率は上がっていません。医療機関からは利便性がないと反対の意見も出ています。

また、マイナンバーカードと運転免許証の一体化も所轄の警察庁から反対されています。以前には、預貯金口座の登録を義務づけてマイナンバーでの管理しようとしたことが富裕層の利用者から反対されたという経緯もあります。

政府には、進まない交付率を、マイナ保険証の強制によってデジタル社会へ様々な基盤整備を進める切り口にしようとする意図があります。

### 情報は一方通行

現在のマイナンバーは住民基本台帳を移し替え、さらにさまざまな情報を加えたものです。では住民基本台帳にはどのような情報が入っていたのでしょうか。氏名・住所、生年月日だけでなく、健康保険証の番号、住民税額などなどです。

マイナンバー制度はさまざまな情報が1つに集約され、自分の知らないところで独自（勝手）に管理されます。逆に住民は集約されている自分の情報のほとんどを知ることができません。つまりは情報は一方通行で、利用するのは自分以外です。そのこと事態がそもそも危険です。

外国では、例えば税金納税制度と健康保険制度は分野ごとに管理され、連結していません。小さく管理する方が、情報が漏れいする事態が発生した場合でも被害は小さくて済みます。それが最善の防御方法です。

情報漏えいの事故は管理をしっかりしていれば発生しないというのは過信です。日々のニュースを見ているも行政機関の内外から起きています。外部の業者に業務を委託するから起きるだけではありません。「漏れない情報はない」そう認識して対応することが一番の防御になります。

### 知らないところに流出

健康状態はプライバシーです。本人の承諾なしに流出することは認められません。健康保険制度の透明化、医療機関利用を便利にするのなら、その分野だけを独立させた健康保険証を充実させればいいことです。

健康状態が本人の知らないところに流出していると思われる事態が起きています。ストレスチェック制度の導入がそれを促進しています。

そもそも、デジタル庁設置の本当の目的が人びとにははっきり見えません。はっきりしていることは、個人情報の政府による集約・一括管理、監視社会が強まっているということです。「デジタル改革関連法」は基本的な人権の保護には触れていません。一本化された個人情報は、さらにどのように漏れていくか・・・どこまで監視されるのか・・・



7月26日、2008年6月8日に発生した、いわゆる「秋葉原通り魔事件」の犯人の死刑執行がおこなわれたことが明らかになりました。

また死刑制度を巡る議論が起きています。

事件当時、ニュース等では犯人の動機について、育った家庭環境に問題があったといわれていました。そして「派遣労働者で職場を転々とし・・・」。しかしすっきりしません。

友人・知人への取材はおこなわれましたが、派遣会社や派遣先会社の名前は伏せられます。派遣労働者には勤務した社名がありません。派遣元も派遣先も「うちの社員」と認めません。派遣労働者は「取り寄せ」、不要になったら「返品する」。部品以下の取り扱いです。

犯人は、08年5月、「派遣契約を近く打ち切る」と告げられます。辞めさせられたら寮からも追い出されます。そこでの問題は報道されていません。

ただ寮にいる時の人間関係だけは語られます。それだけなのでしょう・・・。

東京工業大教授の中島岳志氏も報道に納得していませんでした。一審裁判をほとんど傍聴したといいます。そして本『秋葉原事件—加藤智大の軌跡』を書き、「死刑囚が後悔する社会になれたか」と問います。

7月8日の安倍晋三元首相殺害事件後にインタビューに答えています。その記事です。

犯人は「損したと気付くのは、いつも辞めた後」と証言しました。「辞めた」は職場・仕事で、そこで「損」をしたと後から気づきます。しかし、そのことについて周囲は「気づかないふり」を続けてきました。

中島氏は、「安倍晋三元首相の殺害事件があったばかりのタイミングでの執行に驚いた。僕は二つの事件はつながっていると考えているからだ」と答えています。

「秋葉原事件が社会に問いかけたものは何だったのか」。2つの事件を社会状況における負の側面から捉えて問題を受け止め、捉え直しが必要といいます。

犯人は寮を短期間で転々とします（せざるをえませ

ん）。

06年ごろからは携帯電話サイトの掲示板に悩みを書き込み始め、慰めやアドバイスなどの返事をもらうようになります。

第16回公判での被告人質問で、ネット掲示板について「強く依存してしまう生活のあり方」と証言しました。「本音が出せるネット上の人間関係は家族同然。書き込みがあると、自分の部屋におしゃべりに来てくれるようで、一人じゃないと感じられた。自分が自分でいられる、自分が帰る場所だった」、「現実の建前社会とは違って、本音で言い合える、他に代わるものがない大切な場所だった。自分が自分でいられた」。

掲示板で嫌がらせをする者に、自分の気持ちを分かってもらうことで解決を図ろうとしたといいます。

「ネット掲示板にだけ強く依存してしまう生活のあり方」は、自ら進んで依存していくということだけでなく、それ以外の社会から排除され、そこしか依存する居場所がないという帰結でもあります。

だから「利用していたインターネット掲示板での嫌がらせを本気でやめて欲しかったことを、事件を起こし、報道を通じて知ってもらおうとした」と証言しました。

決して犯人の行動は擁護できるものではありません。しかし、労働者が「モノ」として扱われる社会、そして人間関係をネットに求めて脱出できない殺伐とした現代社会は、またあらたな事件を勃発させてしまう危険性があります。

「自己責任論」は自分だけでなく他者も追い詰められています。それでお互いの関係を形成しています。そして現在の「自己」にとっての最大の「他者」は国家・政府です。

そのような社会での「自己」の最終的「自己責任論」が「死刑制度」です。

しかし重い刑罰を存続させても人びとが追い詰め

られた状態からの脱出は防げません。

## 傷ついた人たちを受け入れていく社会を

作家・平野敬一郎の『死刑について』（岩波書店新）

が読まれています。平野氏が死刑制度廃止の心情に至った経緯が語られています。そこから抜粋します。

「そもそも死刑について、死という恐怖に直面させることによって、加害者に深い反省や悔悛をさせるという考え方に、僕は懐疑的です。暴力が引き起こす恐怖を以って反省を強要するという方法は、人間の更生のあり方として正しいとは思えません。

人を殺した人間に対して、死と直面させ、同じ恐怖を味わわせるべきだという意見もありますが、それも賛同できません。」

「死刑によって、その恐怖から相手に心を入れ替えさせよう、という発想は、本当に正しいでしょうか？ 自分の死が怖いということと、相手の死がどうだったのかということは、交換可能ではありません。自分が死刑によって絶命するならば、被害者のことなど、もうどうだっていいと考えることもあるでしょう。もちろん死刑囚の中には、自分の犯した罪に対して、真摯な反省を重ねるひともいます。しかし、それが本当に死刑の効果なのかどうかは、検討すべきです。」

死刑制度廃止というとは必ず被害者の人たちの心情が問題にされ、また「悪いことをしたら自分で償うべきだ」という主張が出てきます。

「この運動（死刑廃止運動）が必ずしも成功していない要因の1つとして、被害者の方たちへの理解、そしてケアという視点が弱かったからではないかと考えています。・・・なぜ死刑廃止を訴える人たちは、自分たち被害者がこんなにつらい目に遭っていることに目を向けず、犯人の命や人権のことばかりを主張するのか。そう感じている被害者の方は少なくないでしょう。ただ、注意深くその主張を聞いていると、犯罪者への怒りだけではなく、むしろ司法制度に対する怒りも強くあります。ところが、世間が被害者の気持ちを考えろという時には、ただ犯罪者の死刑にだけ同調し、そうした制度改革の切実な要望には無関心です。・・・」

「死刑廃止運動のことだけではありません。そもそも被害者に対するケアという視点が、この国ではとても弱いと感じます。彼らは犯罪に巻き込まれたうえに、社会からも置き去りにされていると感じているし、実際にそのような現実もあります。・・・

殺された人は決して生き返りません。けれども、いやだからこそ、被害者の方々への精神的なケアや生活の支援は、絶対に必要なことです。遭遇した理不尽は取り返すことができないからこそ、別の観点から具体的なケアが必要なはずです。・・・ならば、彼らが今後、生きていくうえで困らないような手厚い金銭的、精神的、現実的な支援が必要ではないでしょうか。

傷ついた人たちを受け入れていくという意味を社会が明確に示すべきです。」

「抽象的な言い方になりますが、僕は国家に優しくなってもらいたいと思っています。日本の国家は今、人に優しいとは言えません。政治の世界でも、人事権などを通じ、罪を与えるという恐怖心をもって、相手を従わせようとする姿勢が散見されます。

こうした発想は社会にも蔓延しており、プレッシャーがかけられる一方で、自己責任が強調される殺伐とした、生きづらい社会となってしまいます。そして、恐怖心による支配の窮極が、死刑制度です。

人間に優しくない社会は、被害者に対しても優しくありません。むしろ、被害者への共感を犯人への憎しみの一点として、死刑制度の存続だけで、被害者支援は事足りりとしてきたことを、私たちは反省すべきです。どのような支援が必要なのか？ それを考えるためにこそ、私たちは憎しみの連帯から離脱し被害者の多様な生活支援を真剣に考えなければなりません。」

『立法と行政の失敗を、司法が、逸脱者の存在自体をなかったことにすることで帳消しにする、というのは、欺瞞以外の何ものでもなかった。もし、それが罷り通るなら、国家が墮落すればするほど、荒廃した国民は、ますます死刑によって排除されなければならないという悪循環に陥ってしまう』

こういう事態は1人ひとりの人生が軽視されているということだけでなく、コミュニティ全体にとっても大きなリスクをもたらすことになります。」

## フリーランスの労働環境まだまだ

政府はフリーランス保護に向けた新たな法制度の方向性を明らかにし、秋の臨時国会にも法案が提出されます。フリーランスを「業務委託の相手方である事業者で、他人を使用していない者」と定義づけます。20年の政府の調査では推計462万人いるといわれます。

法案は、取引を行う事業者に対し、報酬額を記載した書面の交付を義務付け、フリーランスとして安心して働ける環境整備おこなうといえます。

フリーランスの女性ライターは、東京都内のエステサロンとホームページの運用の業務委託契約を締結しました。その後、経営者男性から性的被害を受け、さらに正当な理由なく報酬の支払いを拒否されました。5月25日、ライターは会社と男性を相手に損害賠償などを求めている訴訟で、東京地裁は未払い報酬の支払いと会社の安全配慮義務違反を認める判決をだしました。労働者性が認められました。

政府は新しい働き方と位置づけますが、それ以外でも労働者の保護はまだ不十分です。

## 仏 配達員は労働者

JILPTの国別労働トピックからです。

パリ司法裁判所（軽罪裁判所）は、22年4月、食事宅配サービス大手デリバラーに、雇用契約を締結すべき配達人を独立自営業者の身分で就労させたとして経営者や管理職の者に賠償金の支払い命令を出しました。原告の労働者らは、独立自営業者としての自由がない、会社と「従属的關係」があると主張していました。

6月には労働裁判所から配達員と雇用契約を締結すべきとする判決も出されました。デリバラーは判決を不服として控訴しました。

パリ地方裁判所は22年9月2日、Urssaf（社会保険料徴収機関）が判決を根拠に、デリバラーを相手取っておこした未払い社会保険料の支払請求に対し、社会保険料の納付漏れを認め、追徴分を含めてUrssafに支払うよう命じました。

## コロナ労災すでに4万6千件

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等」によると、7月31日現在、コロナへのり患による労災給付で、延べ4万6,069件が支給決定されました。請求件数は6万33件でした。

今年度の新型コロナウイルスの労災認定件数は7月末時点で2万2,032件と、昨年度1年間（1万9,484件）をすでに上回り、請求件数も2万8,601件で、昨年度を超過しています。

業種別の支給決定件数では、「医療従事者等」が3万1,891件で、「医療従事者等以外」が1万4,130件です。

## トヨタの労使はどこへ行く

6月、岸田首相がトヨタ自動車の元町工場を視察し、豊田章男社長らと意見交換しました。

経団連では、6月に新設した自動車産業の成長戦略を幅広く検討する「モビリティ委員会」の委員長にトヨタ自動車の豊田社長が就きました。「3年後の次期経団連会長人事を見越した動きではないか」といわれています。経団連にはトヨタ待望論が根強く、トヨタも経団連を舞台に活動を広げようと機会を窺っています。

全トヨタ労働組合連合会は、トヨタとは労使協調のけん引役となってきました。

結成から50年を迎えた9月16日、定期大会を開催し、鶴岡会長は「基本理念である『トヨタはひとつ』」「不安定な状況が続く今だからこそ、職場の課題を労使で改善し、変化に強い職場づくりに取り組んでもらいたい」と呼びかけました。

記念式典には、豊田社長らが来賓として出席し、「危機に直面するたびに労使宣言の精神に立ち返ってきた」と労使の信頼関係について述べました。

トヨタ労組は去年の衆院選挙では労組の組織内候補の立候補を途中で取り下げました。

トヨタの労使はどこに向かうのでしょうか。



